

「欲しい」から「決めた」までクルマのあれこれまかせて安心、いい笑顔！

おクルマの買替えをご検討の方がいらっしゃいませんか？

～「エコカー補助金（環境対応車普及促進対策費）」が 閣議決定されました！

12月20日、「エコカー補助金（環境対応車普及促進対策費）」制度が閣議決定（※）されました。
（※）注意：実際の制度実施には補正予算案の可決・成立が必要となります。
制度の概要・趣旨についてご案内します。

補助対象期間

平成23年12月20日（閣議決定日）から平成25年1月31日までに新車新規登録（登録車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象。

対象自動車

<乗用車等（※1）>（登録車等・軽自動車）

環境要件	登録車	軽自動車
平成27年度燃費基準達成または 平成22年度燃費基準25%超過達成※2※3	10万円	7万円

※1 乗車定員が10人以下の乗用車及び車両総重量が3.5トン以下のトラック・バス（バンを含む）。

※2 公式燃費値を有さない場合については、対応の環境要件を満たすと認められること。

※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車（乗用自動車）も対象。

<重量車>（トラック・バス）

環境要件	小型 (3.5t 以下)	中型 (8t 以下)	大型 (12t 以下)
平成27年度燃費基準達成※1※2	20万円	40万円	90万円

※1 公式燃費値を有さない場合については、対応の環境要件を満たすと認められること。

※2 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。

使用期間

★補助金の交付を受けた新車については、
新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が求められます。
違反した場合、補助金を返納する必要があります。

★なお、事故等により廃車※した場合は返納の必要はありませんが、変更手続書類の提出が必要となります。

※廃車とは、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車の引渡しを行うことを指します。事故等により全損扱いとなり、保険会社が代位取得した際に、当該車両が中古車として転売された場合には返納の必要が生じますのでご注意下さい。

名義変更

★1年未満の使用者名義の変更は原則として認められませんが、親族間の譲渡等に伴う変更として以下に示す場合等については、使用者の変更が認められます。

- ①同一世帯内におけるものであって住民票等で確認できる場合
- ②同一世帯でなくとも、戸籍謄本等により二親等以内の親族であることが確認できる場合等



★上記エコカー補助金の制度実施には補正予算案の可決・成立が必要となります。

★平成21年の春から3年間の時限措置として導入されている「エコカー減税（自動車取得税、自動車重量税）」についても燃費基準を変更する等したうえで再延長する方向で検討されています。

～上記内容は、経済産業省ホームページ掲載の情報を基に作成しております～

※必ずディーラーに行かれる「前」に私にご連絡下さい！

【お問合せ先】株式会社 保険企画カワイダ

住所：鹿児島市薬師2丁目5番22号

連絡先：099-253-4405

ご希望車種をご紹介するため、お申し込みいただいた内容は自動車販売店、自動車メーカーおよび本サービスを運営している損害保険会社（三井住友海上火災保険株式会社）に提供させていただきます。

